法制度・契約慣行のずれの中で生じた「もの決 では、このような建築物をつくる行為の実態と 段の変化はなく、建築工事関与者の役割/責任 確定は錯綜しやすい。現実の確定の調整者、 関与者それぞれの思惑が働き「つくるもの」の の確定を早める方向に働く。さらに建築主によ 長くしてコスト低減を図る等のために生産情報 不測の事態に備える、施工前のリードタイムを 報の確定を遅らせる方向、施工者は工事段階の 者は設計内容を十分に検討したいために生産情 的に決定されることに疑う余地はないが、設計 の対象を「つくるもの」「工事費」「工期」に絞る め」に孕む問題について記す。その「もの決め」 分担関係はあいまいなまま推移している。拙稿 いる。その一方で、日本の発注・契約制度等に特 るCMR (Construction Manager) も誕生して (基) 築物をつくる行為は、建築主から設計、 る設計変更などにより、とりわけ工事段階では イミング、リスク負担などは判然としない。 「つくるもの」は、建築主と設計者の間で具体

費予測の精度・確度の規定はない。しかるに建物として「工事費概算書」があるが、その工事が契約を締結し確定するが、次のような問題をが契約を締結し確定するが、次のような問題を「工事費」は、請負契約段階で建築主と受注者



「もの決め」と「CMR」への思い

京都大学大学院工学研究科 准教授

古阪秀三

Shuzo Furusaka



築主は企画の早期からできる限り確度の高い工

こに建築主側の期待と業務を提供する設計者側

すに至っていない。望むらくは、 根拠を明確にする必要がある。そこに求められ 門分化とともに混沌としており、企画から施工 るものは、統合の理念であり、一貫したマネジ される必要があり、それらが誰の責任、どのよ なる工事費のダンピングよりも、 常「工期」問題が顕在化することはない。 ら請負契約の当事者間の問題とされるため、 面にて確定するものとあり、契約自由の原則 メントの主体である。CMRはその重要な担い に至る各段階での「もの決め」の担当者・内容・ うな根拠でいつ設定されているかも曖昧である 工期は企画、設計、入札、契約の各段階で想定 の認識は大半の建築主、設計者にない。一方で、 より多くの悪影響がある。にもかかわらず、そ れることが少なくない。 し、実際の工事では工期のダンピングが喧伝さ 以上のように「もの決め」の実態は業務の専 「工期」は、建設業法に請負契約の当事者が書 工期のダンピングは単 品質面を含め 通